

別表（第9条関係）

交付する記録媒体の種別			金額	
紙	実施機関内で複写が可能なもの	A3判まで	単色	1枚につき10円（ただし、紙の両面に複写する場合は、片面につき10円）
			多色	1枚につき50円（ただし、紙の両面に複写する場合は、片面につき50円）
		A3判を超えるもの（単色に限る。）		A3判用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算し、当該換算枚数1枚につき30円
	外部委託を要するもの			外部委託に要した経費の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切げた額）
電磁的記録媒体	録音カセットテープ（120分）		1巻につき200円	
	ビデオカセットテープ（VHS、120分）		1巻につき300円	
	その他の電磁的記録媒体（知事が適当と認めた場合に限る。）	光ディスク（CD-R）	1枚につき40円	
		光ディスク（DVD-R）	1枚につき50円	
		その他	記録媒体の購入価額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）	

備考 電磁的記録で、写しを作成するに当たって外部委託等により所要の経費が必要な場合は、この表に定める額に当該所要経費の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を加えるものとする。